

条	改定前				条	改定後																																				
	<table><tr><td><u>(d)取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)</u></td><td><u>本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から 5 年を超えない期間</u></td><td><u>契約継続中および契約終了後 5 年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内)</u></td><td><u>契約期間中および契約終了後 5 年間</u></td></tr><tr><td><u>(e)不渡情報</u></td><td><u>第 1 回目不渡は不渡発生日から 6 ヶ月を超えない期間。取引停止処分は取引停止処分日から 5 年を超えない期間</u></td><td><u>＝</u></td><td><u>＝</u></td></tr><tr><td><u>(f)官報情報</u></td><td><u>破産手続開始決定等を受けた日から 10 年を超えない期間</u></td><td><u>＝</u></td><td><u>＝</u></td></tr><tr><td><u>(g)登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</u></td><td><u>当該調査中の期間</u></td><td><u>＝</u></td><td><u>当該調査中の期間</u></td></tr><tr><td><u>(h)本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報</u></td><td><u>本人から申告のあった日から 5 年を超えない期間</u></td><td><u>＝</u></td><td><u>＝</u></td></tr></table> * 開示等の手続について 会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合には、訂正、削除等を、加盟先機関が定める手続および方法によって、請求することができるものとします。(銀行および保証会社ではできません。)				<u>(d)取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)</u>	<u>本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から 5 年を超えない期間</u>	<u>契約継続中および契約終了後 5 年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内)</u>	<u>契約期間中および契約終了後 5 年間</u>	<u>(e)不渡情報</u>	<u>第 1 回目不渡は不渡発生日から 6 ヶ月を超えない期間。取引停止処分は取引停止処分日から 5 年を超えない期間</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>(f)官報情報</u>	<u>破産手続開始決定等を受けた日から 10 年を超えない期間</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>(g)登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</u>	<u>当該調査中の期間</u>	<u>＝</u>	<u>当該調査中の期間</u>	<u>(h)本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報</u>	<u>本人から申告のあった日から 5 年を超えない期間</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>株式会社日本信用情報機構</u> <table><tr><th>登録情報</th><th>登録期間</th></tr><tr><td><u>①申込みに関する情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)ならびに申込日および申込商品種別等の情報)</u></td><td><u>銀行・保証会社が個人信用情報機関に照会した日から 6 カ月以内(ただし、本人を特定するための情報については、契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間)</u></td></tr><tr><td><u>②契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)</u></td><td rowspan="3"><u>契約継続中および契約終了後 5 年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内)</u></td></tr><tr><td><u>③返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)</u></td></tr><tr><td><u>④取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)</u></td></tr></table> <u>株式会社シー・アイ・シー</u> <table><tr><th>登録情報</th><th>登録期間</th></tr><tr><td><u>①申込みに係る情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)および申込日等申込みの事実)</u></td><td><u>保証会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間(ただし、本人を特定するための情報については契約内容または支払い等に係る情報のいずれかが登録されている期間)</u></td></tr><tr><td><u>②契約内容に係る情報(契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数、等)</u></td><td><u>契約期間中および契約終了後5年以内</u></td></tr><tr><td><u>③支払い等に係る情報(請求額、入金額、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)</u></td><td><u>契約期間中および契約終了後5年間</u></td></tr></table> * 開示等の手続について 会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合には、訂正、削除等を、加盟先機関が定める手続および方法によって、請求することができるものとします。(銀行および保証会社ではできません。)		登録情報	登録期間	<u>①申込みに関する情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)ならびに申込日および申込商品種別等の情報)</u>	<u>銀行・保証会社が個人信用情報機関に照会した日から 6 カ月以内(ただし、本人を特定するための情報については、契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間)</u>	<u>②契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)</u>	<u>契約継続中および契約終了後 5 年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内)</u>	<u>③返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)</u>	<u>④取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)</u>	登録情報	登録期間	<u>①申込みに係る情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)および申込日等申込みの事実)</u>	<u>保証会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間(ただし、本人を特定するための情報については契約内容または支払い等に係る情報のいずれかが登録されている期間)</u>	<u>②契約内容に係る情報(契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数、等)</u>	<u>契約期間中および契約終了後5年以内</u>	<u>③支払い等に係る情報(請求額、入金額、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)</u>	<u>契約期間中および契約終了後5年間</u>
<u>(d)取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)</u>	<u>本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から 5 年を超えない期間</u>	<u>契約継続中および契約終了後 5 年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内)</u>	<u>契約期間中および契約終了後 5 年間</u>																																							
<u>(e)不渡情報</u>	<u>第 1 回目不渡は不渡発生日から 6 ヶ月を超えない期間。取引停止処分は取引停止処分日から 5 年を超えない期間</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>																																							
<u>(f)官報情報</u>	<u>破産手続開始決定等を受けた日から 10 年を超えない期間</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>																																							
<u>(g)登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</u>	<u>当該調査中の期間</u>	<u>＝</u>	<u>当該調査中の期間</u>																																							
<u>(h)本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報</u>	<u>本人から申告のあった日から 5 年を超えない期間</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>																																							
登録情報	登録期間																																									
<u>①申込みに関する情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)ならびに申込日および申込商品種別等の情報)</u>	<u>銀行・保証会社が個人信用情報機関に照会した日から 6 カ月以内(ただし、本人を特定するための情報については、契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間)</u>																																									
<u>②契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)</u>	<u>契約継続中および契約終了後 5 年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内)</u>																																									
<u>③返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)</u>																																										
<u>④取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)</u>																																										
登録情報	登録期間																																									
<u>①申込みに係る情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)および申込日等申込みの事実)</u>	<u>保証会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間(ただし、本人を特定するための情報については契約内容または支払い等に係る情報のいずれかが登録されている期間)</u>																																									
<u>②契約内容に係る情報(契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数、等)</u>	<u>契約期間中および契約終了後5年以内</u>																																									
<u>③支払い等に係る情報(請求額、入金額、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)</u>	<u>契約期間中および契約終了後5年間</u>																																									

条	改定前	条	改定後																																
第7条	(銀行および保証会社が加盟する個人情報機関) 銀行および保証会社が加盟する個人情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。 <table><tr><th>個人情報機関名・主な加盟会員</th><th>住所・電話番号・ホームページアドレス</th><th>銀行</th><th>保証会社</th></tr><tr><td>全国銀行個人情報センター</td><td>〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL: 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</td><td>○</td><td>△</td></tr><tr><td>株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</td><td>〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL: 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</td><td>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL: 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/</td><td>△</td><td>○</td></tr></table>	個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	銀行	保証会社	全国銀行個人情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL: 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	△	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL: 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	○	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL: 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	△	○	第7条	(銀行および保証会社が加盟する個人情報機関) 銀行および保証会社が加盟する個人情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。また、加盟先機関としての株式会社シー・アイ・シーが保有する個人情報の利用目的および利用方法ならびに同社が実施する「クレジット・ガイドンス」については、下記の同社のホームページをご覧ください。 <table><tr><th>個人情報機関名・主な加盟会員</th><th>電話番号・ホームページアドレス</th><th>銀行</th><th>保証会社</th></tr><tr><td>全国銀行個人情報センター</td><td>TEL: 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</td><td>○</td><td>△</td></tr><tr><td>株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</td><td>TEL: 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</td><td>TEL: 0570-666-414 https://www.cic.co.jp/</td><td>△</td><td>○</td></tr></table>	個人情報機関名・主な加盟会員	電話番号・ホームページアドレス	銀行	保証会社	全国銀行個人情報センター	TEL: 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	△	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	TEL: 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	○	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	TEL: 0570-666-414 https://www.cic.co.jp/	△	○
個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	銀行	保証会社																																
全国銀行個人情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL: 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	△																																
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL: 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	○																																
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL: 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	△	○																																
個人情報機関名・主な加盟会員	電話番号・ホームページアドレス	銀行	保証会社																																
全国銀行個人情報センター	TEL: 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	△																																
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	TEL: 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	○																																
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	TEL: 0570-666-414 https://www.cic.co.jp/	△	○																																
第12条	(お問合せ窓口) (1)会員等は、第8条(1)による自己の個人情報の開示請求をする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に連絡して銀行および保証会社所定の書面を銀行および保証会社に提出(郵送を含みます。)することにより請求し、同時に、銀行および保証会社所定の手数料を支払うものとします。会員等が銀行および保証会社所定の前記手続に従わない場合には、銀行および保証会社は、会員等の開示請求を受け付けない場合があります。 (2)会員等は、第8条(2)による個人情報の訂正・追加・削除請求や、第9条による個人情報の利用停止等の申出等、自己の個人情報に関する問合せをする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に申し出るものとします。 (3)会員等から前二項の申出がなされた場合には、銀行および保証会社は、会員等に対し、会員等の個人情報の特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求めることができるものとし、また、申出者が個人情報の対象者本人であることを確認するため、本人確認に必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券(パスポート)および、印鑑証明書等(それらの写しを含みます。)ならびに実印)の提示を求めることができるものとし、会員等はこれに応じるものとします。 (4)本条の各請求の具体的手続等については、銀行および保証会社のホームページをご覧ください。	第12条	(お問合せ窓口) (1)会員等は、第8条(1)による自己の個人情報の開示請求をする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に連絡して銀行および保証会社所定の書面を銀行および保証会社に提出(郵送を含みます。)することにより請求し、同時に、銀行および保証会社所定の手数料を支払うものとします。会員等が銀行および保証会社所定の前記手続に従わない場合には、銀行および保証会社は、会員等の開示請求を受け付けない場合があります。 (2)会員等は、第8条(2)による個人情報の訂正・追加・削除請求や、第9条による個人情報の利用停止等の申出等、自己の個人情報に関する問合せをする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に申し出るものとします。 (3)会員等から前二項の申出がなされた場合には、銀行および保証会社は、会員等に対し、会員等の個人情報の特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求めることができるものとし、また、申出者が個人情報の対象者本人であることを確認するため、本人確認に必要な書類(運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書、旅券(パスポート)および、印鑑証明書等(それらの写しを含みます。)ならびに実印)の提示を求めることができるものとし、会員等はこれに応じるものとします。 (4)本条の各請求の具体的手続等については、銀行および保証会社のホームページをご覧ください。																																
-	2023 年 1 月 4 日改定	-	2025 年 10 月 23 日改定																																
-	登録 No. 10341 23.01	-	登録 No. 10341 25.10																																